

事 務 連 絡  
平成 27 年 3 月 20 日

関係道府県担当部局の長 殿  
関係省庁担当部課室の長 殿

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付  
参事官（総括担当）

「地域原子力防災協議会の設置について」の決定について

日頃より、原子力防災の取組に関し、多大なるご尽力を賜り、ありがとうございます。

本年 3 月 18 日に開催いたしました合同ワーキングチームにてお知らせいたしましたとおり、3 月 20 日付にて、「地域原子力防災協議会の設置について」を内閣府政策統括官（原子力防災担当）にて決定いたしましたので、添付のとおり送付いたします。

関係道府県に置かれましては、関係する市町村宛て周知いただきますよう、また、関係省庁に置かれましては、必要に応じ、所管団体宛て周知いただきますよう、お願い申し上げます。

今後、本決定に基づき、各地域の原子力防災対策の継続的な充実強化に向け、取り組んでまいりますので、皆様の更なるご協力、取組をお願い申し上げます。

以上。

<事務取扱担当者>  
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付  
参事官（総括担当）付  
今井、池田  
電話：03-3581-0373

## 地域原子力防災協議会の設置について

平成27年3月20日  
内閣府政策統括官  
(原子力防災担当)

### 1. 協議会設置の趣旨

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

### 2. 協議会の運営

- 協議会は、(別紙1)の13地域に設置する。
- 協議会の基本構成員は(別紙2)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
- 作業部会の基本構成は(別紙3)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官(原子力防災担当)の協力を得て行う。
- 協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
- 効率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

### 3. 協議会の活動

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定及び平成27年3月5日の3年以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
  - (1) 協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官(原子力防災担当)及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
  - (2) 協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行う。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同幹事会に報告し、了承を求める。

- (3) 協議会では、道府県が(2)により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。
- (4) 協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。
- (5) (3)に基づき協議会が関わる訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関（IAEA）のガイダンスを参照して行う。

(別紙1)

地域原子力防災協議会の設置地域

地域	道府県
泊地域	北海道
東通地域	青森県
女川地域	宮城県
福島地域	福島県
東海第二地域	茨城県
柏崎刈羽地域	新潟県
志賀地域	石川県、富山県
福井エリア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県
浜岡地域	静岡県
島根地域	島根県、鳥取県
伊方地域	愛媛県、山口県
玄海地域	佐賀県、長崎県、福岡県
川内地域	鹿児島県

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

## 地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付 危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官（防災担当）
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官（警備救難部担当）
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事（※）

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。

※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

### 作業部会の基本構成

- 地域の内閣府原子力防災専門官
- 内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者
- 道府県の担当者（課長級以上） ※議題により出席者の変更可。
- 厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 関係機関（原子力研究開発機構（JAEA）、放射線医学総合研究所等）

※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。

※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができることとするが、市町村の課題については道府県担当者が代表する。

泊地域の緊急時対応  
(中間とりまとめ)  
(案)

平成27年 月 日

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付  
泊地域ワーキングチーム

## 【目 次】

第1 位置付け

第2 泊地域の概要

第3 緊急事態対応体制

第4 PAZ 圏内の施設敷地緊急事態、全面緊急事態及び UPZ 圏内における対応

第5 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制

第6 緊急時モニタリングの実施体制

第7 緊急被ばく医療の実施体制

第8 実動組織の支援体制

### 【添付資料】

参考1：北海道における住民避難フロー

参考2：原子力災害時における「一時滞在場所」について

参考3：避難時間推計シミュレーション結果の概要

参考4：原子力防災訓練（冬季・暴風雪）の実施結果

参考5：O I Lに基づく防護措置の実施単位と対応する緊急時モニタリング地点

参考6：避難退域時検査場所候補地選定の考え方

参考7：避難退域時検査・除染フロー（イメージ）

参考8：緊急被ばく医療活動フロー（たたき台）

## 第1 位置付け

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力発電所から概ね半径30km圏内の自治体においては、防災基本計画及び原子力災害対策指針による新しい枠組に基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）の充実化に向けた取り組みが行われている。

地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や避難行動要支援者対策の具体化等を進めるに当たっては、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されているところである。そこで、原子力防災会議の下、政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援するために、内閣府において全国13カ所にワーキングチーム（以下「WT」という。）を設置した。

本資料は、泊地域の地域防災計画について、これまでの実効性確保のための検討状況を取りまとめ、「泊地域の緊急時対応（中間とりまとめ）」として整理したものである。

## 第2 泊地域の概要

北海道地域防災計画（原子力防災計画編）で定める泊地域の原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内は泊村、共和町、岩内町の2町1村にまたがり、UPZ圏内は泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の10町3村にまたがる。

また、PAZ圏内人口は約3,000人、UPZ圏内は約73,000人、原子力災害重点区域内の人口は約76,000人である。

<発電所周辺地図>

※原子力災害対策重点区域内の13町村（以下「関係13町村」という。）の全てにおいて、地域防災計画及び退避等措置計画を策定済み。



### 第3 緊急事態対応体制

#### 1 道及び関係13町村の対応体制について

- (1) 警戒事態において、道は第1非常配備体制として関係職員の参集のもと、初期活動体制を立ち上げるとともに、PAZを有する泊村及び共和町では警戒本部を設置する。道と関係町村は、相互の連携のもと情報収集や住民等への情報提供など、初期活動を開始する。
- (2) 施設敷地緊急事態において、道は第2非常配備体制として警戒本部を設置するとともに、オフサイトセンター（OFC）内に関係職員を派遣し、現地警戒本部を設置する。またUPZを有する関係町村は、警戒本部を設置する。道及び関係13町村は、OFCの機能班に要員を派遣し、国等との関係機関との連携のもと、必要な対応を行う。
- (3) 全面緊急事態において、道は第3非常配備体制として原子力災害対策本部を設置するとともに、OFC内に副知事を本部長とする現地災害対策本部を設置する。また関係13町村は、原子力災害対策本部を設置する。道及び関係13町村は、OFC内に設置される合同対策協議会に参画し、引き続き国等との関係機関との連携のもと、必要な対応を行う。

※ なお、道では、現行オフサイトセンターが泊発電所から2kmの距離にあることから、平成27年8月運用開始を目指し、泊発電所から10km地点に新たなオフサイトセンターの整備を進めている。

#### 2 国の対応体制について

- ※ (1) 警戒事態においては、泊原子力規制事務所の防災専門官がOFCに参集し、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置し、資機材の準備等所要の措置を講じ、道及び関係町村と情報共有を図るとともに対応状況を確認する。
- (2) 施設敷地緊急事態においては、内閣府副大臣又は大臣政務官、審議官及び担当職員の派遣を受け、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部を立ち上げ、道及び関係町村等との情報共有や対応準備等のため現地事故対策連絡会議を開催する。また、原子力規制庁は、緊急時モニタリングを実施するため、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。
  - (3) 全面緊急事態においては、原子力災害現地対策本部を立ち上げ、道、関係町村及び関係機関との総合調整を図るための原子力災害合同対策協議会を開催し、住民避難、緊急時モニタリング活動ほか住民防護活動にあたっての情報共有を行い、輸送調整、物資の調達等必要な支援項目を抽出し、必要に応じ原子力災害対策本部への支援要請等を行う。

### 3 連絡体制の確保について

国、道、関係13町村間においては、一般回線が通信不全の場合には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、通信体制を確保する。

## 第4 PAZ圏内の施設敷地緊急事態、全面緊急事態及びUPZ圏内における対応

### 1 住民への情報伝達について

関係13町村は、泊発電所において警戒事態等が発生した場合、広報車、防災行政無線、有線回線、緊急速報メール等の多様な広報手段を活用し、住民に情報を伝達するとともに、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口を設置するものとする。また、要配慮者施設（医療機関、社会福祉施設等、幼稚園・小中学校）に対しても、電話、ファックスその他のあらゆる手段を活用し、迅速に情報を伝達する。

道は、テレビ、ラジオ等の報道機関に緊急放送の実施を要請するほか、北海道防災情報システムのメールサービスやHPへの掲載等を通じて、住民に情報を伝達する。

### 2 住民の避難について

関係13町村では、UPZ圏外への避難等に備え、あらかじめ避難経路や避難所となるホテル、旅館等を指定している。また、ホテル、旅館等にすぐに避難できない場合に備えるため避難先となる自治体の公共施設等を一時滞在場所として活用し、住民の円滑な避難を図ることとしている。

なお、円滑な住民の受け入れが行えるよう、避難先自治体と避難元自治体が連携して、一時滞在場所の設置や住民の受付等の具体的な手順を定めた受入手順書の策定を進めており、平成27年3月末には策定が完了する予定である。（参考1：北海道における住民避難フロー、参考2：原子力災害時における「一時滞在場所」について）

また、関係13町村に生活拠点を有しない観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態において速やかにUPZ圏外へ移動するよう誘導することとしている。

### 3 要配慮者の避難等について

#### (1) 要配慮者施設の避難計画の作成状況等

平成27年3月1日現在、泊発電所を中心として半径30キロメートル以内の地域に所在する入院患者を有する医療機関（13施設）の全てにおいて避難計画の作成を終えており、社会福祉施設等については、173施設中170施設において、

学校・幼稚園については、74施設中72施設において作成済みの状況である。

なお、避難行動要支援者名簿については、関係13町村中、3町村が作成済み、10町村が作成中であり、早期に全町村で作成済みとなるよう、必要な働きかけを行っていくこととする。

## (2) 医療機関、社会福祉施設等の防護措置について

個別に避難先が確保できない医療機関や社会福祉施設等について、医療機関にあっては、一旦災害拠点病院で受け入れた後、患者の状況等に応じ他院への転院等を行うこととし、社会福祉施設等にあっては、一旦、各町村の避難先であるホテルなどに避難した後、道と社会福祉関係団体との間で締結した「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」等に基づき、入所者の心身の状況に応じて受入先となる同種施設の確保を行うこととしている。

## (3) 在宅の避難行動要支援者の防護措置について

避難可能な者は、同居者や、民生委員、町内会役員などの支援者、関係市町職員や消防団員等の協力により、自家用車への同乗や福祉車両、バスにより避難を行う。

また、避難を行うことにより健康リスクが高まる者については、同様の協力を受け、放射線防護機能を付加した施設等に一旦屋内退避し、十分に準備を整えた後に避難するなど、健康状態に十分配慮した対応を行う。(下記(5)参照)

こうした対応を円滑に行えるよう、関係町村においては、引き続き避難行動要支援者名簿の作成を進め、該当する住民の状況を把握するとともに、避難支援者の確保に取り組むこととする。

## (4) 学校・保育所等の防護措置について

P A Z 圏内においては、施設敷地緊急事態になった段階で、道や関係町村が手配するバスで避難し、避難先で保護者に引き渡す。

また、U P Z 圏内においては、施設敷地緊急事態になった段階で授業・保育を中止し、保護者に引き渡すこととし、引渡ができない生徒等は、道や関係町村が手配するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。

## (5) 放射線防護対策施設の整備について

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者については、直ちに避難を行わず、一旦屋内退避を行い、健康状態に十分配慮した避難を行うことなどが必要であることから、これらの要配慮者が屋内退避をする施設として、P A Z を有する町村において、以下の施設に要配慮者の屋内退避施設として放射線防護対策工事を実施している。

■要配慮者の屋内退避施設として放射線防護対策工事を実施している施設(4施設)

- ・ 養護老人ホームむつみ荘（泊村）
- ・ 特別養護老人ホームむつみ荘（泊村）
- ・ 共和町保健福祉センター（共和町）
- ・ 共和町特別養護老人ホームみのりの里共和（共和町）

※ その他、災害時における役場機能の維持のため、泊村、共和町の両役場においても工事を実施している。

#### 4 住民避難に係る渋滞対策について

平成25年11月に道が公表した避難時間推計シミュレーションでは、原子力災害対策重点区域内の3カ所の交差点で渋滞が生じるとの予測とともに、渋滞予測箇所における交通整理や迂回路への誘導を実施することなどの対策を講ずることにより、渋滞の緩和が図られるとの結果が示された。（参考3：避難時間推計シミュレーション結果の概要）

道では、関係13町村及び警察、消防などの防災関係機関とこの結果を共有するとともに、防災訓練において道路渋滞を想定した迂回路誘導訓練を行うなどの対策に取り組んでおり、今後とも円滑な住民避難の確保に向け、継続的に取り組んでいく。

#### 5 住民の避難に係る輸送手段確保について

住民避難用バスについて、道は、バス事業者3社から協力を得られることになっているが、より多くのバス事業者等の協力のもと迅速かつ円滑なバスの運行体制を整備するため、現在、一般社団法人北海道バス協会と協議を進めている。

道としては、国との連携のもと、民間企業の運転手等の被ばく線量の目安（1ミリシーベルト）を十分踏まえた体制や活動内容とするよう取り組んでいくとともに、バス運転手用の防護資機材の整備やバス運転手用の研修の実施などに取り組んでいく。

なお、国は、自然災害等により、指定した避難経路等を通行できない場合は、道及び関係町村からの要請により、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）による各種支援を必要に応じて実施することとしている。

#### 6 厳寒期の暴風雪の状況下における避難について

冬が長い北海道においては、冬季に原子力災害が発生することも想定した対策が必要である。特に暴風雪時などの悪天候時には、無理な避難は交通事故や遭難など、二次災害を引き起こす危険性が高いため、住民の安全な避難に向けた対応手順の確立が重要となる。

このため、WTでは、暴風雪時等の天候下の場合は、PAZ圏内においても無理

な避難を行わず、まずは自宅等で屋内待機を行い、天候が回復し道路通行等の安全性が確保されたことを確認してから避難するという暴風雪時特有の避難方法を検討した。これを受けて、道はPAZを有する共和町との共催により、国や関係機関の参加・協力も得て、冬季・暴風雪時の避難訓練を試行的に実施した。(参考4：原子力防災訓練(冬季・暴風雪)の実施結果)

今後は、冬季・暴風雪時の避難訓練の検証を行い、課題を抽出し、関係機関と連携しながら必要な検討を行うこととする。

## **第5 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制**

### **1 放射線防護資機材の備蓄・供給体制**

関係13町村において、個人線量計や防護服等の放射線防護資機材を備蓄しており、緊急時には避難誘導等を行う町村職員や、消防職員等に配布することとしている。

また、住民輸送を行うバス事業者用の防護資機材を道の出先機関に備蓄しており、緊急時には、道が設置する車両の中継ポイント等に搬送し、バスの運転手に配布することとしている。

### **2 物資、燃料の備蓄・供給体制**

道及び関係13町村では、緊急時に備え食料及び生活物資等を備蓄しているほか、備蓄物資が不足する場合に備え、「災害時における物資の供給に関する協定」を民間企業と締結している。また、放射線防護対策施設においては、屋内退避者が一定期間生活できる食料及び生活物資を備蓄する予定である。

緊急時には、防災関係機関や災害時における物資の緊急・救援輸送に係る協定を締結しているトラック協会等の協力を得て、必要な物資を屋内退避施設や避難先に供給するものとする。

なお、備蓄している物資が不足する場合には、道及び関係町村は原子力災害対策本部に対して物資調達の要請を行うものとし、国は所管する関係業界団体等に物資の調達要請を行うなど、必要な対応を行うこととしている。

また、緊急輸送車両や避難所等への燃料の供給が必要な場合、道は関係団体と締結した協定等に基づき協力を要請するほか、不足する場合には、原子力災害対策本部に対して燃料調達の要請を行い、国は所管する関係業界団体等に調達要請を行うなど、必要な対応を行うこととしている。

## **第6 緊急時モニタリングの実施体制**

## 1 北海道における緊急時モニタリング体制

泊発電所の周辺区域(発電所内の敷地を含む)では、発電所を取り囲むように半径30キロ圏内に34局(北海道:21局、北海道電力:13局)の測定局を設置し、空間放射線量率を常時監視しており、万が一、電源等が喪失しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源を整備するとともに、通信回線を強化している。

また、道では、緊急時において測定局が使用できない場合などに備え、可搬型モニタリングポスト(19台)やモニタリングカー(1台)を整備しているほか、可搬式ヨウ素サンプラ(6台)などを整備している。

さらには、緊急時における環境試料中の放射能分析の拠点として、北海道原子力環境センターの分室を札幌市内に設置する(H27年4月予定)。

## 2 防護措置の実施単位と緊急時モニタリング地点

道は、具体的には、関係13町村におけるOILに基づく一時移転等の防護措置の実施単位と緊急時モニタリング地点の対応付けを行い、対応するモニタリング地点が無い場合は、新たにモニタリング地点を選定した。

(参考5:OILに基づく防護措置の実施単位と対応する緊急時モニタリング地点)

現在、測定局が設置されていない緊急時モニタリング地点(63地点)については、モニタリング要員がサーベイメータにより空間放射線量率を測定することとしているが、今後、道において測定局(電子線量計)を整備していく。

## 3 緊急時モニタリングの実施について

道では、関係機関が連携・協力して緊急時モニタリングを実施するため、緊急時モニタリングセンターの体制や緊急時モニタリングの実施等に関する基本的事項を定めた緊急時モニタリング計画を平成26年3月に作成した。

なお、国は、平成26年10月に緊急時モニタリングセンターの具体的な運用について「緊急時モニタリングセンター設置要領」を定め、泊発電所における緊急時モニタリングセンターの人員の確保や資機材の整備を行っていくこととしている。

## 4 緊急時モニタリング動員計画

国は、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、モニタリング関係機関の協力を得て必要な要員及び資機材の円滑な動員を図るため、「緊急時モニタリングに係る動員計画」を定めた。

## 5 泊発電所における緊急時モニタリング体制

北海道電力は、泊発電所のモニタリングポストなどが機能喪失した場合に備え、可搬型モニタリングポスト、モニタリングカー、可搬型気象観測設備などを配備し、陸域・海域のモニタリングを適切に行うこととしている。

## 第7 緊急被ばく医療の実施体制

### 1 安定ヨウ素剤の配布について

原子力災害対策指針において、P A Z圏内の住民に対しては、服用不適切者等を除き、原則として安定ヨウ素剤を事前配布することとしている。なお、国は、緊急時の迅速な配布が可能であるなど、事前配布と実質的に同様の効果がある場合には、緊急配布によることも可能としている。

泊地域においては、泊村は事前配布とし、また全住民がバスで避難する計画を定めている共和町では、緊急時に集合場所で迅速に配布することとしている。泊村、共和町とも、住民説明会を実施し、服用不適切者の把握等を行っており、泊村においては、4月以降、安定ヨウ素剤の住民配布を行うこととしている。

今後とも、住民説明会に出席できなかった住民や転入者などへも適切に対応しながら、安定ヨウ素剤の予防服用体制を整備していく必要がある。

また、U P Zにおいては、緊急時に住民が適切に服用できる体制の整備に向け、関係町村と連携して取り組んでいく必要がある。

### 2 避難退域時検査及び除染について

道では、国の「原子力災害時における避難退域時検査及び除染マニュアル（暫定版）」を踏まえ、重点区域境界周辺の避難経路に沿った6エリアにおいて、複数の場所を避難退域時検査の候補地とする方向で関係自治体との協議を行っている。（参考6：避難退域時検査場所候補地選定の考え方）

また、今後、関係機関と連携しながら、避難退域時検査及び除染に係る基本的な体制・手順の具体化を進めていくこととしている。（参考7：避難退域時検査・除染フロー（イメージ））

なお、国においては、避難退域時検査と避難所等で行う被ばく線量評価の目的や役割、方法などを明確化するなど、緊急被ばく医療活動のあり方について、検討を進めていく。（参考8：緊急被ばく医療活動フロー（たたき台））

## 第8 実動組織の支援体制

不測の事態の場合は、オフサイトセンターにおいて集約された道及び関係13町村からの要請に対し、国の原子力災害対策本部の調整により全国規模の実動組織（自衛隊、

警察、消防、海保等)による各種支援を実施することとしている。

道と陸上自衛隊北部方面総監部は、「大規模災害時の連携に係る協定」を締結しているが、今後、WTでは、各実動省庁との具体的な協力関係の構築について検討を進める。

以上